



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 DOWA ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山田 政雄
コード番号 5714
問 合 せ 先 総務・法務部門
部 長 若林 英一
TEL(03)6847-1100

定款の一部変更について

当社は、平成 28 年 5 月 10 日に開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 113 回定時株主総会に下記のとおり定款変更議案を付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役に広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、定款第 29 条第 2 項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現 行	変 更 案
(責任免除) 第29条 (省 略)	(<u>取締役の責任免除</u>) 第29条 (現行どおり) 2. <u>この会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額</u>

<p>(責任免除) 第37条 (省略)</p>	<p><u>とする。</u> (<u>監査役の責任免除</u>) 第37条 (現行どおり) <u>2. この会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
-----------------------------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成28年6月24日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成28年6月24日 (予定)

以上